

## 保険の引受義務について

○ 保険の加入等が義務付けされている制度においては、以下のような考え方で保険の引受を義務付け、又は引受を義務付ける代わりに別の措置により実効性を担保している。

制度名	法令上の引受義務	義務付けの内容又は義務付けに代わる措置の内容	考え方
自賠責	有	○ 保険会社は、正当な理由がある場合（加入義務適用除外車、不実告知、保険料支払い提供がない場合等）を除き、契約の締結を拒絶してはならない。（自賠法第24条） ※なお、引受義務付けを成立させるため、特定の保険会社にリスクが偏らないよう共同プール事務を法定化している。（自賠法第28条の4）	すべての自動車にもれなく責任保険が付される状態にするためには、ユーザー側と保険会社側の双方に契約締結義務を課することが必要。
原子力	無	○ ・責任保険（民間）＋補償契約（政府） ・供託 ・これらに相当する措置 のいずれかであって、文部科学大臣の承認を受けたもの ○ 日本原子力保険プールが設置され、その規約においてあらかじめ定められた各社の引受割合により共同引受することが約されている。	左記措置により、 ・保険以外の措置が可能 ・保険に加入しうることが事実上確保されている
タンカー油濁	無	○ 国内の保険市場のほか、海外での保険市場が成立しており、海外での付保も可能	左記措置により、保険に加入しうることが事実上確保されている
狩猟	無	○ ・環境大臣が指定する法人が行う共済 ・損害保険 ・これらに準ずる資力信用を有すること のいずれか（鳥獣保護法施行規則第67条）	左記措置により、保険以外の措置が可能
LPG	無	（保険以外の選択肢はなし。）	
（参考：加入義務なし）地震	無	○火災保険に原則として（加入を希望しない旨を意思表示した場合以外） 自動付帯 （保険業法に基づく共同行為）	